

第 178 号 (令和 6 年 9 月 25 日 発行)	発行日 5 日、15 日、25 日
<h1>横浜市報</h1>	発行所
	横浜市役所
	横浜市中区本町 6 丁目 50 番地の 10

目 次

頁

【規則】

- △ 横浜市市民局窓口サービス部窓口サービス課の職員の兼務に関する規則の一部を改正する規則【市民局窓口サービス課】 3
- △ 横浜市福祉保健センター長委任規則の一部を改正する規則【健康福祉局生活支援課】 4
- △ 下水道使用料の徴収等を水道事業管理者に委任する規則の一部を改正する規則【下水道河川局経理課】 6
- △ 横浜市下水道条例施行規則の一部を改正する規則【下水道河川局管路保全課】 7
- △ 横浜市排水設備指定工事店規則の一部を改正する規則【下水道河川局管路保全課】 8

【告示】

- △ 公共下水道の供用開始【下水道河川局管路保全課】 10
- △ 終末処理場による下水の処理開始【下水道河川局管路保全課】 11
- △ 公共下水道の排水施設の方式の変更【下水道河川局管路保全課】 12

【公告】

- △ 土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定【みどり環境局水・土壤環境課】 13
- △ 同 14
- △ 同 15
- △ 土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定の一部の解除【みどり環境局水・土壤環境課】 19
- △ 事後調査結果報告書の提出【みどり環境局環境影響評価課】 20
- △ 排水設備指定工事店の変更【下水道河川局管路保全課】 21
- △ 建築協定の認可【建築局建築企画課】 22
- △ 開発行為に関する工事の完了【建築局調整区域課】 23
- △ 同 24
- △ 同 25
- △ 同 26
- △ 同 27
- △ 同 28
- △ 同 29
- △ 同 30
- △ 同 31
- △ 建築基準法に基づく道路の位置の指定【建築局調整区域課】 32
- △ 同 33
- △ 同 34
- △ 建築基準法に基づく指定道路の一部廃止【建築局建築指導課】 35
- △ 同 36
- △ 同 37
- △ 同 38
- △ 同 39
- △ 道路法に基づく物件の除却【保土ヶ谷区保土ヶ谷土木事務所】 40

[達]	
△ 横浜市郵送請求事務センター規程の一部改正【市民局窓口サービス課】	41
[区告示]	
△ 認可地縁団体の告示事項の変更【港南区地域振興課】	42
△ 同 【港南区地域振興課】	43
[区公告]	
△ 自動車臨時運行許可番号標の失効【青葉区総務課】	44
[交通局]	
△ 横浜市乗合自動車の運転系統の一部改正【路線計画課】	45
△ 地域限定共通 1 日乗車券の発売の一部改正【自動車本部営業課】	54
[教育委員会]	
△ 横浜市立小学校、横浜市立中学校及び横浜市立義務教育学校の通学区域並びに就学すべき学校の指定に関する規則の一部を改正する規則【学校計画課】	56
[市選挙管理委員会]	
△ 直接請求に必要な選挙権を有する者の数【選挙課】	58
[その他]	
△ 福祉保健センター長委任事務に関する決裁準則の制定についての一部改正について（副市長依命通達）【健康福祉局生活支援課】	60
[正誤]	77

規則

横浜市市民局窓口サービス部窓口サービス課の職員の兼務に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 6 年 9 月 25 日

横浜市長 山中 竹 春

横浜市規則第 74 号

横浜市市民局窓口サービス部窓口サービス課の職員の兼務に関する規則の一部を改正する規則

横浜市市民局窓口サービス部窓口サービス課の職員の兼務に関する規則（平成 20 年 7 月横浜市規則第 81 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中第 11 号を第 13 号とし、第 5 号から第 10 号までを 2 号ずつ繰り下げ、第 4 号を第 5 号とし、同号の次に次の 1 号を加える。

(6) 除籍電子証明書提供用識別符号の発行の請求（郵便等によるもの等に限る。）の受理及び郵便等による交付に関する事務

第 2 条中第 3 号を第 4 号とし、第 2 号の次に次の 1 号を加える。

(3) 戸籍電子証明書提供用識別符号の発行の請求（郵便等によるもの等に限る。）の受理及び郵便等による交付に関する事務

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

横浜市福祉保健センター長委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 6 年 9 月 25 日

横浜市長 山中 竹 春

横浜市規則第 75 号

横浜市福祉保健センター長委任規則の一部を改正する規則

第 1 条 横浜市福祉保健センター長委任規則（平成 13 年 12 月横浜市規則第 111 号）の一部を次のように改正する。

第 1 項第 12 号中「進学準備給付金」を「進学・就職準備給付金」に改め、同項第 23 号を同項第 25 号とし、同項第 22 号中「第 17 号」を「第 18 号」に改め、同号を同項第 24 号とし、同項中第 21 号を第 22 号とし、同号の次に次の 1 号を加える。

(23) 法第 81 条の 3 の規定による情報の提供、助言等に関すること。

第 1 項中第 20 号を第 21 号とし、第 15 号から第 19 号までを 1 号ずつ繰り下げ、第 14 号の 2 を第 15 号とする。

第 3 項第 6 号中「第 22 条第 1 項」を「第 22 条」に改め、同号を同項第 7 号とし、同項中第 5 号を第 6 号とし、第 4 号を第 5 号とし、第 3 号の次に次の 1 号を加える。

(4) 法第 9 条第 1 項の規定による支援会議の組織に関すること。

第 2 条 横浜市福祉保健センター長委任規則の一部を次のように改正する。

第 1 項中第 25 号を第 26 号とし、同項第 24 号中「第 18 号」を「第 19 号」に改め、同号を同項第 25 号とし、同項中第 23 号を第 24 号とし、第 16 号から第 22 号までを 1 号ずつ繰り下げ、第 15 号の次に次の 1 号を加える。

(16) 法第 55 条の 10 第 1 項の規定による子どもの進路選択支援事業の実施に関すること。

第 3 条 横浜市福祉保健センター長委任規則の一部を次のように改正する。

第 1 項第 26 号を同項第 28 号とし、同項第 25 号中「第 19 号」を「第 21 号」に改め、同号を同項第 27 号とし、同項第 24 号中「第 81 条の 3」を「第 81 条の 4」に改め、同号を同項第 26 号とし、同項中第 23 号を第 25 号とし、第 17 号から第 22 号までを 2 号ずつ繰り下げ、同項第 16 号中「第 55 条の 10 第 1 項の規定による子どもの進路選択支援事業」を「第 55 条の 10 第 1 項各号に規定する事業」に改め、同号を同項第 17 号とし、同号の次に次の 1 号を加える。

(18) 法第 55 条の 11 第 1 項及び第 2 項の規定による特定被保護者

に係る通知に関すること。

第 1 項中第 15 号を第 16 号とし、第 7 号から第 14 号までを 1 号ずつ繰り下げ、第 6 号の次に次の 1 号を加える。

(7) 法第 27 条の 3 第 1 項の規定による調整会議の組織に関すること。

第 3 項第 3 号中「第 2 項各号」を「第 2 項」に改め、「事業の」の次に「実施及び」を加える。

附 則

この規則中、第 1 条の規定は公布の日から、第 2 条の規定は令和 6 年 10 月 1 日から、第 3 条の規定は令和 7 年 4 月 1 日から施行する

。

下水道使用料の徴収等を水道事業管理者に委任する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 6 年 9 月 25 日

横浜市長 山中 竹 春

横浜市規則第 76 号

下水道使用料の徴収等を水道事業管理者に委任する規則の一部を改正する規則

下水道使用料の徴収等を水道事業管理者に委任する規則（昭和 43 年 6 月横浜市規則第 59 号）の一部を次のように改正する。

本則中「及び徴収」を「、徴収及び減免」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

横浜市下水道条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 6 年 9 月 25 日

横浜市長 山中 竹 春

横浜市規則第 77 号

横浜市下水道条例施行規則の一部を改正する規則

横浜市下水道条例施行規則（昭和 48 年 6 月横浜市規則第 103 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条第 3 項に次のただし書を加える。

ただし、前項に規定する場合においては、同項の電子情報処理組織を使用する方法により所要の事項を当該申請者に通知するものとする。

第 8 条中第 3 項を第 4 項とし、第 2 項の次に次の 1 項を加える。

3 条例第 4 条の規定による申請書の提出については、第 1 項の申請書（これに添付すべき図書等を含む。）が電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。）で作成されている場合には、市長の定める電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。

第 34 号様式表面中「正副 2 部」を「書面により提出する場合は、正副 2 部」に、「副本の返却」を「確認の通知（副本の返却）」に改める。

附 則

この規則は、令和 6 年 10 月 1 日から施行する。

横浜市排水設備指定工事店規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 6 年 9 月 25 日

横浜市長 山中 竹 春

横浜市規則第 78 号

横浜市排水設備指定工事店規則の一部を改正する規則

横浜市排水設備指定工事店規則（平成 11 年 1 月横浜市規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項第 1 号中「次条第 4 号の規定に該当する」を「次条第 4 号アに該当しない」に改め、同項第 3 号を次のように改める。

(3) 次条第 2 号の営業所ごとに選任することとなる全ての排水設備工事責任技術者（次のいずれかに該当する者をいう。以下「責任技術者」という。）に係る次に掲げる証明書

ア 神奈川県下水道協会が実施する下水道排水設備工事責任技術者試験に合格したことを示す証明書（有効期間内のものに限る。）の交付を受けている者

イ 神奈川県下水道協会が実施する講習で市長が指定するものの課程を修了したことを示す証明書（有効期間内のものに限る。）の交付を受けている者

第 3 条中「各号に」を「いずれにも」に改め、同条第 2 号を次のように改める。

(2) 営業所ごとに責任技術者を 1 人以上選任していること。ただし、神奈川県内における他の営業所について兼任させることを妨げない。

第 3 条第 4 号ア中「成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で」を「破産手続開始の決定を受けて」に改め、同号エ中「又は」を削り、「ウまで」を「エまで」に改め、同号エを同号オとし、同号ウの次に次のように加える。

エ 精神の機能の障害により排水設備の新設等の工事等の業務を適正に実施するに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者

第 7 条第 2 項第 6 号、第 10 号及び第 12 号中「専属の」を削る。

第 8 条第 1 項中「の各号」を削り、同項第 5 号中「専属の」を削り、同項中第 6 号を削り、第 7 号を第 6 号とする。

第 10 条第 1 項中「の各号」を削り、同条第 2 項中「第 3 条第 2 号ア」を「第 2 条第 2 項第 3 号ア」に改める。

第 1 号様式(1)中

「

備	考
---	---

」

を
「

備	考
<p>以下の内容を確認の上、□内にレ印を記入してください。</p> <p><input type="checkbox"/> 申請者（法人の場合にあっては、代表者その他の役員）は、精神の機能の障害により排水設備の新設等の工事等の業務を適正に実施するに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者に該当しないことを誓約します。</p>	

」

に改め、同様式(3)中「専属の」を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和 6 年 10 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の横浜市排水設備指定工事店規則の規定により作成されている様式書類は、なお当分の間、適宜修正の上使用することができる。

告示

横浜市告示第 358 号

公共下水道の供用開始

次のとおり公共下水道の供用を開始する。

その関係図面は、下水を公共下水道に流入させなければならない区域を所管する土木事務所において、告示の日から一般の縦覧に供する。

令和 6 年 9 月 25 日

横浜市長 山中竹春

排水施設の様式	下水を公共下水道に流入させなければならない区域	供用開始年月日
合流式	磯子区日坂下町の一部 港北区日吉四丁目及び師岡町の各一部	令和 6 年 9 月 25 日
分流式	港南区芹が谷五丁目の一部 旭区金が谷一丁目、四季美台、中希望が丘及び東希望が丘の各一部 港北区岸根町、小机町及び篠原町の各一部 緑区西八朔町の一部 戸塚区俣野町の一部 瀬谷区本郷一丁目及び宮沢二丁目の各一部	

横浜市告示第 359 号

終末処理場による下水の処理開始

次のとおり終末処理場による下水の処理を開始する。

その関係図面は、終末処理場による下水の処理を開始する区域を所管する土木事務所において、告示の日から一般の縦覧に供する。

令和 6 年 9 月 25 日

横浜市長 山中竹春

終末処理場の名称	終末処理場の位置	終末処理場による下水の処理を開始する区域	処理開始年月日
横浜市下水道河川局北部第一水再生センター	鶴見区元宮二丁目 6 番 1 号	港北区日吉四丁目及び師岡町の各一部	令和 6 年 9 月 25 日
横浜市下水道河川局南部水再生センター	磯子区新磯子町 39 番地	磯子区坂下町の一部	
横浜市下水道河川局港北水再生センター	港北区大倉山七丁目 40 番 1 号	港北区岸根町、小机町及び篠原町の各一部	
横浜市下水道河川局都筑水再生センター	都筑区佐江戸町 25 番地	旭区金が谷一丁目、四季美台、中希望が丘及び東希望が丘の各一部 緑区西八朔町の一部	
横浜市下水道河川局西部水再生センター	戸塚区東俣野町 231 番地	戸塚区俣野町の一部 瀬谷区本郷一丁目及び宮沢二丁目の各一部	
横浜市下水道河川局栄第二水再生センター	栄区長沼町 82 番地	港南区芹が谷五丁目の一部	

横 浜 市 告 示 第 360 号

公 共 下 水 道 の 排 水 施 設 の 方 式 の 変 更

金 沢 区 釜 利 谷 東 二 丁 目 の 一 部 に お け る 公 共 下 水 道 の 排 水 施 設 の 方 式 を 、 分 流 式 か ら 合 流 式 に 変 更 す る 。

そ の 関 係 図 面 は 、 下 水 を 公 共 下 水 道 に 流 入 さ せ な け れ ば な ら ぬ 区 域 を 所 管 す る 土 木 事 務 所 に お い て 、 告 示 の 日 か ら 一 般 の 縦 覧 に 供 す る 。

令 和 6 年 9 月 25 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

公 告

横浜市公告第 492 号

土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定

土壤汚染対策法（平成 14 年法律第 53 号）第 11 条第 1 項の規定に基づき、次の土地の区域を特定有害物質によって汚染されており、当該土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域として指定する。

令和 6 年 9 月 25 日

横浜市長 山中 竹 春

- 1 形質変更時要届出区域の所在地
鶴見区安善町 2 丁目 3 番の 4 の一部
- 2 土壤溶出量基準に適合していない特定有害物質の種類
砒素及びその化合物、ふっ素及びその化合物
- 3 土壤含有量基準に適合していない特定有害物質の種類
鉛及びその化合物
- 4 その他

この公告により指定する形質変更時要届出区域は、土壤汚染対策法施行規則（平成 14 年環境省令第 29 号）第 58 条第 5 項第 12 号に該当する。

横 浜 市 公 告 第 493 号

土 壤 汚 染 対 策 法 に 基 づ く 形 質 変 更 時 要 届 出 区 域 の 指 定
土 壤 汚 染 対 策 法 （ 平 成 14 年 法 律 第 53 号 ） 第 11 条 第 1 項 の 規 定 に 基
づ き 、 次 の 土 地 の 区 域 を 特 定 有 害 物 質 に よ っ て 汚 染 さ れ て お り 、 当
該 土 地 の 形 質 の 変 更 を し よ う と す る と き の 届 出 を し な け れ ば な ら な
い 区 域 と し て 指 定 す る 。

令 和 6 年 9 月 25 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

- 1 形 質 変 更 時 要 届 出 区 域 の 所 在 地
鶴 見 区 大 黒 町 20 番 の 1 の 一 部
- 2 土 壤 溶 出 量 基 準 に 適 合 し て い な い 特 定 有 害 物 質 の 種 類
鉛 及 び そ の 化 合 物 、 砒 素 及 び そ の 化 合 物 、 ふ っ 素 及 び そ の 化 合
物 、 ほ う 素 及 び そ の 化 合 物
- 3 土 壤 含 有 量 基 準 に 適 合 し て い な い 特 定 有 害 物 質 の 種 類
鉛 及 び そ の 化 合 物

横浜市公告第 494 号

土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定
土壤汚染対策法（平成 14 年法律第 53 号）第 11 条第 1 項の規定に基づき、次の土地の区域を特定有害物質によって汚染されており、当該土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域として指定する。

令和 6 年 9 月 25 日

横浜市長 山中 竹 春

1 形質変更時要届出区域の所在地

瀬谷区瀬谷町 5,645 番、5,646 番、7,661 番及び無番地並びに
旭区上川井町 3,350 番、3,352 番、3,353 番、3,437 番の 1、3,488 番及び 3,498 番の各一部（別図のとおり）

2 土壤溶出量基準に適合していない特定有害物質の種類

鉛及びその化合物、砒素及びその化合物、ふっ素及びその化合物



別図(2/3)





横 浜 市 公 告 第 495 号

土 壤 汚 染 対 策 法 に 基 づ く 形 質 変 更 時 要 届 出 区 域 の 指 定 の
一 部 の 解 除

土 壤 汚 染 対 策 法 （ 平 成 14 年 法 律 第 53 号 ） 第 11 条 第 2 項 の 規 定 に 基
づ き 、 土 壤 汚 染 対 策 法 に 基 づ く 形 質 変 更 時 要 届 出 区 域 の 指 定 （ 令 和
6 年 6 月 横 浜 市 公 告 第 335 号 ） に よ り 指 定 し た 区 域 の 一 部 の 指 定 を
解 除 す る 。

令 和 6 年 9 月 25 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

- 1 解 除 す る 形 質 変 更 時 要 届 出 区 域 の 所 在 地
磯 子 区 新 磯 子 町 27 番 の 14 の 一 部
- 2 土 壤 溶 出 量 基 準 に 適 合 し て い な か っ た 特 定 有 害 物 質 の 種 類
ふ っ 素 及 び そ の 化 合 物
- 3 講 じ ら れ た 汚 染 の 除 去 等 の 措 置
基 準 不 適 合 土 壤 の 掘 削 に よ る 除 去

横 浜 市 公 告 第 496 号

事 後 調 査 結 果 報 告 書 の 提 出

横 浜 市 環 境 影 響 評 価 条 例 (平 成 22 年 12 月 横 浜 市 条 例 第 46 号) 第 38
条 第 3 項 の 規 定 に 基 づ き 、 中 外 製 薬 株 式 会 社 横 浜 研 究 拠 点 プ ロ ジ
ェ ク ト に 係 る 事 後 調 査 結 果 報 告 書 の 提 出 が あ っ た 。

令 和 6 年 9 月 25 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

横浜市公告第 497 号

排水設備指定工事店の変更

横浜市排水設備指定工事店規則（平成 11 年 1 月横浜市規則第 1 号）第 8 条第 1 項の規定に基づき、排水設備指定工事店を次のとおり変更した旨の届出があった。

令和 6 年 9 月 25 日

横浜市長 山中 竹 春

変更年月日	指定番号	名称	代表者氏名	営業所所在地
令和 6 年 6 月 22 日	30568	株式会社由貴工務店	小林 晃 一	(新)川崎市川崎区浜町 2 丁目 15 番 1 号
				(旧)川崎市川崎区浜町 4 丁目 16 番 8 号
令和 6 年 8 月 1 日	00534	横浜エコハウス株式会社	(新)由 井 健 太	保土ヶ谷区初音ヶ丘 12 番 14 号
			(旧)飯 島 雅 人	
令和 6 年 8 月 1 日	30510	ランドブースター株式会社	(新)由 井 健 太	保土ヶ谷区初音ヶ丘 12 番 14 号
			(旧)澤 山 友 浩	

横 浜 市 公 告 第 498 号

建 築 協 定 の 認 可

建 築 基 準 法 (昭 和 25 年 法 律 第 201 号) 第 73 条 第 1 項 の 規 定 に 基 づ
き、藤 和 フレッシュタウン上大岡建築協定を認可した。

そ の 建 築 協 定 書 は、横 浜 市 建 築 局 建 築 指 導 部 建 築 企 画 課 に お い て
一 般 の 縦 覧 に 供 す る。

令 和 6 年 9 月 25 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

横 浜 市 公 告 第 499 号

開 発 行 為 に 関 す る 工 事 の 完 了
都 市 計 画 法 (昭 和 43 年 法 律 第 100 号) 第 36 条 第 1 項 に 規 定 す る 次
の 開 発 行 為 に 関 す る 工 事 が 完 了 し た 。
令 和 6 年 9 月 25 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

- 1 開 発 許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号
令 和 5 年 9 月 20 日 第 2023 開 1711 号
- 2 開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名
川 崎 市 宮 前 区 土 橋 2 丁 目 6 番 地 の 17
株 式 会 社 成 建
代 表 取 締 役 常 盤 孝 一
- 3 開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称
青 葉 区 ち ち ば な 台 二 丁 目 6 番 の 3 、 6 番 の 20 、 6 番 の 21 の 一 部
及 び 6 番 の 22

横 浜 市 公 告 第 500 号

開 発 行 為 に 関 す る 工 事 の 完 了
都 市 計 画 法 (昭 和 43 年 法 律 第 100 号) 第 36 条 第 1 項 に 規 定 す る 次
の 開 発 行 為 に 関 す る 工 事 が 完 了 し た 。
令 和 6 年 9 月 25 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

- 1 開 発 許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号
令 和 5 年 10 月 27 日 第 2023 開 1313 号
- 2 開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名
戸 塚 区 川 上 町 88 番 地 の 1
テ ィ ・ ワ ー ク ス 株 式 会 社
代 表 取 締 役 二 村 淳 一
- 3 開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称
戸 塚 区 川 上 町 486 番 の 6 、 486 番 の 42 及 び 486 番 の 43 の 一 部

横 浜 市 公 告 第 501 号

開 発 行 為 に 関 する 工 事 の 完 了
都 市 計 画 法 (昭 和 43 年 法 律 第 100 号) 第 36 条 第 1 項 に 規 定 す る 次
の 開 発 行 為 に 関 する 工 事 が 完 了 し た 。

令 和 6 年 9 月 25 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

- 1 開 発 許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号
令 和 5 年 11 月 27 日 第 2023 開 204 号
- 2 開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名
横 須 賀 市 小 川 町 26 番 地 の 9
株 式 会 社 建 新
代 表 取 締 役 大 口 隆 弘
- 3 開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称
神 奈 川 区 羽 沢 町 1,198 番 の 2 及 び 1,198 番 の 16 から 1,198 番 の
26 ま で

横 浜 市 公 告 第 502 号

開 発 行 為 に 関 する 工 事 の 完 了

都 市 計 画 法 (昭 和 43 年 法 律 第 100 号) 第 36 条 第 1 項 に 規 定 す る 次
の 開 発 行 為 に 関 する 工 事 が 完 了 し た 。

令 和 6 年 9 月 25 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

- 1 開 発 許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号
令 和 5 年 12 月 12 日 第 2023 開 1611 号
- 2 開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名
西 区 北 幸 二 丁 目 8 番 4 号
株 式 会 社 ホ ー ム ラ ン ド
代 表 取 締 役 小 野 洋 一 郎
- 3 開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称
泉 区 新 橋 町 1,115 番 の 1 、 1,115 番 の 5 の 一 部 、 1,115 番 の 6
の 一 部 、 1,115 番 の 11 か ら 1,115 番 の 23 ま で 、 1,115 番 の 25 か ら
1,115 番 の 30 ま で 及 び 1,135 番 の 14 の 一 部

横 浜 市 公 告 第 503 号

開 発 行 為 に 関 する 工 事 の 完 了
都 市 計 画 法 (昭 和 43 年 法 律 第 100 号) 第 36 条 第 1 項 に 規 定 す る 次
の 開 発 行 為 に 関 する 工 事 が 完 了 し た 。

令 和 6 年 9 月 25 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

- 1 開 発 許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号
令 和 6 年 4 月 12 日 第 2023 開 1810 号
- 2 開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名
都 筑 区 池 辺 町 4,315 番 地
川 久 保 章
- 3 開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称
都 筑 区 池 辺 町 4,293 番 の 1 、 4,293 番 の 6 及 び 4,294 番 の 1

横 浜 市 公 告 第 504 号

開 発 行 為 に 関 する 工 事 の 完 了
都 市 計 画 法 (昭 和 43 年 法 律 第 100 号) 第 36 条 第 1 項 に 規 定 す る 次
の 開 発 行 為 に 関 する 工 事 が 完 了 し た 。

令 和 6 年 9 月 25 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

- 1 開 発 許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号
令 和 6 年 5 月 7 日 第 2024 開 1501 号
- 2 開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名
栄 区 本 郷 台 一 丁 目 12 番 6 号
三 橋 郷 士
- 3 開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称
栄 区 小 菅 ケ 谷 四 丁 目 124 番 の 8 、 124 番 の 10 、 124 番 の 33 、 15
0 番 の 4 、 150 番 の 6 、 153 番 の 1 、 154 番 、 155 番 の 1 及 び 15
5 番 の 4

横 浜 市 公 告 第 505 号

開 発 行 為 に 関 す る 工 事 の 完 了

都 市 計 画 法 (昭 和 43 年 法 律 第 100 号) 第 36 条 第 1 項 に 規 定 す る 次
の 開 発 行 為 に 関 す る 工 事 が 完 了 し た 。

令 和 6 年 9 月 25 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

- 1 開 発 許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号
令 和 6 年 5 月 14 日 第 2024 開 1801 号
- 2 開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名
都 筑 区 仲 町 台 一 丁 目 27 番 2 号
株 式 会 社 フ ロ ン テ ィ ア ホ ー ム
代 表 取 締 役 濱 田 隆
- 3 開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称
都 筑 区 荏 田 東 四 丁 目 41 番 の 1 、 41 番 の 15 及 び 41 番 の 16

横 浜 市 公 告 第 506 号

開 発 行 為 に 関 する 工 事 の 完 了
都 市 計 画 法 (昭 和 43 年 法 律 第 100 号) 第 36 条 第 1 項 に 規 定 す る 次
の 開 発 行 為 に 関 する 工 事 が 完 了 し た 。

令 和 6 年 9 月 25 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

- 1 開 発 許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号
令 和 6 年 5 月 23 日 第 2024 開 1302 号
- 2 開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名
泉 区 和 泉 町 6,183 番 地 の 1
拓 陵 建 設 株 式 会 社
代 表 取 締 役 橋 本 正 和
- 3 開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称
戸 塚 区 矢 部 町 1,248 番 の 1 、 1,248 番 の 4 、 1,248 番 の 5 、 1,
248 番 の 6 の 一 部 、 1,248 番 の 7 及 び 1,248 番 の 8

横 浜 市 公 告 第 507 号

開 発 行 為 に 関 する 工 事 の 完 了

都 市 計 画 法 (昭 和 43 年 法 律 第 100 号) 第 36 条 第 1 項 に 規 定 す る 次
の 開 発 行 為 に 関 する 工 事 が 完 了 し た 。

令 和 6 年 9 月 25 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

- 1 開 発 許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号
令 和 6 年 6 月 20 日 第 2024 開 1304 号
- 2 開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名
戸 塚 区 小 雀 町 2,167 番 地
杉 山 辛 造
- 3 開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称
戸 塚 区 小 雀 町 2,313 番 の 1 及 び 2,313 番 の 2 の 各 一 部 、 2,313
番 の 7 、 2,314 番 の 一 部 、 2,315 番 の 2 の 一 部 、 2,315 番 の 3 の
一 部 、 2,316 番 の 1 の 一 部 並 び に 2,317 番 の 1 の 一 部

横浜市公告第 508 号

建築基準法に基づく道路の位置の指定

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 42 条第 1 項第 5 号の規定に基づき、次のとおり道路の位置を指定した。

その関係図面は、横浜市建築局建築指導部情報相談課において一般の縦覧に供する。

令和 6 年 9 月 25 日

横浜市長 山中 竹 春

- 1 指定番号
第 2024 ・ 4 ・ 2 号
- 2 指定年月日
令和 6 年 9 月 13 日
- 3 道路の幅員
4.50 m
- 4 道路の延長
13.70 m
- 5 指定の場所
中区本牧元町 17 番の 10
- 6 申請者の氏名
株式会社東横建設
代表取締役 樋 口 朗

横浜市公告第 509 号

建築基準法に基づく道路の位置の指定

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 42 条第 1 項第 5 号の規定に基づき、次のとおり道路の位置を指定した。

その関係図面は、横浜市建築局建築指導部情報相談課において一般の縦覧に供する。

令和 6 年 9 月 25 日

横浜市長 山中 竹 春

- 1 指定番号
第 2024 ・ 11 ・ 7 号
- 2 指定年月日
令和 6 年 9 月 13 日
- 3 道路の幅員
5.50 m
- 4 道路の延長
21.14 m
- 5 指定の場所
港北区鳥山町 100 番の 1
- 6 申請者の氏名
株式会社飯田産業
代表取締役 築 地 重 彦

横 浜 市 公 告 第 510 号

建 築 基 準 法 に 基 づ く 道 路 の 位 置 の 指 定

建 築 基 準 法 (昭 和 25 年 法 律 第 201 号) 第 42 条 第 1 項 第 5 号 の 規 定
に 基 づ き 、 次 の と お り 道 路 の 位 置 を 指 定 し た 。

そ の 関 係 図 面 は 、 横 浜 市 建 築 局 建 築 指 導 部 情 報 相 談 課 に お い て 一
般 の 縦 覧 に 供 す る 。

令 和 6 年 9 月 25 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

- 1 指 定 番 号
第 2024 ・ 17 ・ 2 号
- 2 指 定 年 月 日
令 和 6 年 9 月 11 日
- 3 道 路 の 幅 員
4.50 m
- 4 道 路 の 延 長
24.31 m
- 5 指 定 の 場 所
青 葉 区 荏 田 北 二 丁 目 13 番 の 57
- 6 申 請 者 の 氏 名
村 田 敦

横浜市公告第 511 号

建築基準法に基づく指定道路の一部廃止

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 42 条第 1 項第 5 号の規定に基づく指定道路の一部を、次のとおり廃止した。

その関係図面は、横浜市建築局建築指導部情報相談課において一般の縦覧に供する。

令和 6 年 9 月 25 日

横浜市長 山中 竹 春

- 1 一部廃止する道路の指定番号
第 37・16 号
- 2 廃止年月日
令和 6 年 9 月 13 日
- 3 廃止部分の道路の幅員
6.00 m
- 4 廃止部分の道路の延長
26.00 m
- 5 廃止の場所
港南区笹下七丁目 2,878 番の 2 地先から 2,879 番の 3 地先まで

横 浜 市 公 告 第 512 号

建 築 基 準 法 に 基 づ く 指 定 道 路 の 一 部 廃 止

建 築 基 準 法 (昭 和 25 年 法 律 第 201 号) 第 42 条 第 1 項 第 5 号 の 規 定
に 基 づ く 指 定 道 路 の 一 部 を 、 次 の と お り 廃 止 し た 。

令 和 6 年 9 月 25 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

- 1 一 部 廃 止 す る 道 路 の 指 定 番 号
第 2021 ・ 8 ・ 10 号
- 2 廃 止 年 月 日
令 和 6 年 9 月 10 日
- 3 廃 止 部 分 の 道 路 の 幅 員
4.50 m
- 4 廃 止 部 分 の 道 路 の 延 長
28.56 m
- 5 廃 止 の 場 所
旭 区 市 沢 町 81 番 の 13 及 び 94 番 の 19

横浜市公告第 513 号

建築基準法に基づく指定道路の一部廃止

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 42 条第 1 項第 5 号の規定に基づく指定道路の一部を、次のとおり廃止した。

その関係図面は、横浜市建築局建築指導部情報相談課において一般の縦覧に供する。

令和 6 年 9 月 25 日

横浜市長 山中竹春

- 1 一部廃止する道路の指定番号
第 34・97 号
- 2 廃止年月日
令和 6 年 9 月 13 日
- 3 廃止部分の道路の幅員
6.00 m
- 4 廃止部分の道路の延長
74.00 m
- 5 廃止の場所
磯子区森が丘一丁目 1,708 番の 10 地先から 1,765 番の 38 地先まで

横浜市公告第 514 号

建築基準法に基づく指定道路の一部廃止

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 42 条第 1 項第 5 号の規定に基づく指定道路の一部を、次のとおり廃止した。

その関係図面は、横浜市建築局建築指導部情報相談課において一般の縦覧に供する。

令和 6 年 9 月 25 日

横浜市長 山中竹春

- 1 一部廃止する道路の指定番号
第 38・94 号
- 2 廃止年月日
令和 6 年 9 月 5 日
- 3 廃止部分の道路の幅員
4.50 m
- 4 廃止部分の道路の延長
191.85 m
- 5 廃止の場所
港北区篠原町 1,158 番の 67 地先から 1,158 番の 111 地先まで、
篠原町 1,158 番の 98 地先から 1,158 番の 105 地先まで

横浜市公告第 515 号

建築基準法に基づく指定道路の一部廃止

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 42 条第 1 項第 5 号の規定に基づく指定道路の一部を、次のとおり廃止した。

その関係図面は、横浜市建築局建築指導部情報相談課において一般の縦覧に供する。

令和 6 年 9 月 25 日

横浜市長 山中竹春

1 一部廃止する道路の指定番号

第 42・90 号

2 廃止年月日

令和 6 年 9 月 6 日

3 廃止部分の道路の幅員

4.50 m 及び 6.50 m

4 廃止部分の道路の延長

174.23 m

5 廃止の場所

青葉区恩田町 1,167 番の 38 地先から 1,165 番の 183 地先まで、
1,167 番の 16 地先から 1,165 番の 180 地先まで、1,165 番の 180
地先から 1,165 番の 183 地先まで及び 1,165 番の 272 地先から 1,
165 番の 170 地先まで

横浜市公告第 516 号

道路法に基づく物件の除却

次の物件は、道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 32 条第 1 項及び第 43 条の規定に違反して横浜市が管理する道路に設置されているので、令和 6 年 10 月 9 日までに除却されなければならない。

この期限までに当該物件の除却を行わないときは、同法第 71 条第 3 項の規定に基づき、道路管理者が当該物件を除却する。

令和 6 年 9 月 25 日

横浜市長 山中 竹 春

1 物件の所在地及び物件の概要

物件の所在地	物件の概要
保土ヶ谷区和田一丁目 21 番の 7 付近（宮崎跨線橋下）	木造の構造物及び資材一式

2 問合せ先

横浜市保土ヶ谷土木事務所

電話 045(331)4445

ファックス 045(335)0531

達

達 第 36 号

庁 中 一 般

横 浜 市 郵 送 請 求 事 務 セ ン タ ー 規 程 (平 成 26 年 1 月 達 第 1 号) の 一
部 を 次 の よ う に 改 正 す る 。

令 和 6 年 9 月 25 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

第 1 条 中 第 10 号 を 第 12 号 に 改 め る 。

第 2 条 中 第 5 号 から 第 16 号 ま で を 2 号 ず つ 繰 り 下 げ 、 第 4 号 を 第
5 号 と し 、 同 号 の 次 に 次 の 1 号 を 加 え る 。

(6) 除 籍 電 子 証 明 書 提 供 用 識 別 符 号 の 発 行 の 請 求 (郵 便 等 に よ る
も の 等 に 限 る 。) の 受 理 及 び 郵 便 等 に よ る 交 付 に 関 す る 事 務

第 2 条 中 第 3 号 を 第 4 号 と し 、 第 2 号 の 次 に 次 の 1 号 を 加 え る 。

(3) 戸 籍 電 子 証 明 書 提 供 用 識 別 符 号 の 発 行 の 請 求 (郵 便 等 に よ る
も の 等 に 限 る 。) の 受 理 及 び 郵 便 等 に よ る 交 付 に 関 す る 事 務

附 則

こ の 達 は 、 公 布 の 日 か ら 施 行 す る 。

区 告 示

港南区告示第 7 号（令和 6 年 9 月 13 日 掲 示 済）

認可地縁団体の告示事項の変更

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定に基づき、日野ヶ丘町内会から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和 6 年 9 月 13 日

横浜市港南区長 栗原敏也

変更した事項	変 更 前	変 更 後
代表者の氏名 及び住所	齋藤幸雄 港南区日野四丁目 15 番 7 号	神吉雄三 港南区日野四丁目 28 番 10 号

港南区告示第 8 号（令和 6 年 9 月 13 日 掲 示 済）

認可地縁団体の告示事項の変更

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定に基づき、日野ヶ丘町内会から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和 6 年 9 月 13 日

横浜市港南区長 栗原 敏也

変更した事項	変更前	変更後
代表者の氏名 及び住所	神 吉 雄 三 港南区日野四丁目 28 番 10 号	笠 原 純 港南区日野四丁目 47 番 13 号

区 公 告

青葉区公告第 112 号（令和 6 年 9 月 11 日揭示済）

自動車臨時運行許可番号標の失効

次の自動車臨時運行許可番号標は、失効したので公告する。

令和 6 年 9 月 11 日

横浜市青葉区長 中 島 隆 雄

自動車臨時運行 許可番号標番号	失効年月日
横 37 - 84 浜 横 浜	令和 6 年 8 月 15 日

交通局

交通局告示第 10 号

横浜市乗合自動車の運転系統の一部改正

横浜市乗合自動車の運転系統（平成 24 年 3 月交通局告示第 8 号）の一部を次のように改正し、令和 6 年 10 月 1 日から実施する。

令和 6 年 9 月 25 日

横浜市交通事業管理者

交通局長 三 村 庄 一

1 普通系統の表 17 の項中、

「

17	ア	鶴見駅前～鶴見駅前	L8 バース	16.180	循環急行運転
	イ	鶴見駅前～鶴見駅前	流通センター、大黒海づり公園	17.950	循環急行運転
	ウ	鶴見駅前～鶴見駅前	L8 バース、流通センター	21.230	循環
	エ	鶴見駅前～鶴見駅前	流通センター	17.950	循環
	オ	鶴見駅前～鶴見駅前	L8 バース、流通センター	21.230	循環急行運転

」

を、

「

17	ア	鶴見駅前～鶴見駅前	L8 バース	16.180	循環急行運転
	イ	鶴見駅前～鶴見駅前	L8 バース、流通センター、大黒海づり公園	21.560	循環
	ウ	鶴見駅前～鶴見駅前	流通センター、大黒海づり公園	18.280	循環 休日のみ

エ	鶴見駅前～鶴見駅前	L8 バース、流通センター、大黒海づり公園	21.560	循環急行運転 土曜のみ
オ	鶴見駅前～鶴見駅前	L8 バース、流通センター	19.190	循環急行運転 平日のみ
カ	鶴見駅前～鶴見駅前	流通センター	16.630	循環急行運転 平日のみ

に改め、同表 58 の項中、
「

58	ア	磯子車庫前～桜木町駅前	浜、根岸駅前、小港橋、山下町	往 11.780 復 11.780	
	イ	磯子車庫前～小港橋	浜、根岸駅前	往 7.920 復 7.920	
	ウ	磯子車庫前～みなと赤十字病院	浜、根岸駅前、小港橋	往 8.560 復 8.360	
	エ	磯子車庫前～桜木町駅前	浜、根岸駅前、小港橋、みなと赤十字病院、山下町	往 12.220 復 12.220	

を、
「

58	ア	磯子車庫前～桜木町駅前	浜、根岸駅前、小港橋、山下町	往 11.780 復 11.780	
	イ	磯子車庫前～小港橋	浜、根岸駅前	往 7.920 復 7.920	
	ウ	磯子車庫前～みなと赤十字病院	浜、根岸駅前、小	往 8.560 復 8.360	

			港 橋		
	エ	磯子車庫前～桜木町駅前	浜、根岸駅前、小港橋、みなと赤十字病院、山下町	往 12.220 復 12.220	
	オ	根岸駅前～みなと赤十字病院	小港橋	往 4.860 復 4.660	平日のみ

に改め、同表 101 の項中、

「

101		保土ヶ谷車庫前～根岸駅前	浅間下、港町、間門	往 12.850 復 12.850	
-----	--	--------------	-----------	----------------------	--

を、

「

101	ア	保土ヶ谷車庫前～根岸駅前	浅間下、港町、間門	往 12.850 復 12.850	
	イ	保土ヶ谷車庫前～間門	浅間下、港町	11.580	復路のみ
	ウ	保土ヶ谷車庫前～港町	浅間下	5.850	往路のみ 平日のみ

に改め、同表 103 の項中、

「

103	ア	本牧車庫前～横浜駅前	本牧三溪園入口、旭台、山元町、日の出町 1 丁目、御所山	往 11.020 復 10.370	
	イ	根岸台～横浜駅前	山元町、日の出町 1 丁目、御所山	往 7.010 復 7.660	
	ウ	根岸駅前～横浜駅	山元町、	往 8.580	

		前	日の出町 1 丁目、 御所山	復 7.930	
--	--	---	----------------------	---------	--

を、
「

103	ア	本牧車庫前～横浜 駅前	三溪園南 門入口、 旭台、山 元町、日 の出町 1 丁目、御 所山	往 11.020 復 10.370	
	イ	根岸台～横浜駅前	山元町、 日の出町 1 丁目、 御所山	往 7.010 復 7.660	
	ウ	根岸駅前～横浜駅 前	山元町、 日の出町 1 丁目、 御所山	往 8.580 復 7.930	

に改め、同表 106 の項中、
「

106	ア	本牧車庫前～境木 中学校前	麦田町、 港町、桜 木町駅前 、高島町 、保土ヶ 谷駅東口	往 13.960 復 14.090	往路 本牧原南 公園前経 由 復路 三溪園入 口經由
	イ	本牧車庫前～境木 中学校前	本牧市民 公園前、 麦田町、 港町、桜 木町駅前 、高島町 、保土ヶ 谷駅東口	往 14.500 復 14.630	

を、

「

106	ア	本牧車庫前～境木 中学校前	麦田町、 港町、桜 木町駅前 、高島町 、保土ヶ 谷駅東口	往 13.960 復 14.090	往路 本牧原南 公園前経 由 復路 三溪園入 口經由
	イ	本牧車庫前～境木 中学校前	本牧市民 公園前、 麦田町、 港町、桜 木町駅前 、高島町 、保土ヶ 谷駅東口	往 14.500 復 14.630	
	ウ	本牧車庫前～横浜 駅前	麦田町、 港町、桜 木町駅前 、高島町	8.600	復路のみ 三溪園入 口經由
	エ	桜木町駅前～境木 中学校前	高島町、 保土ヶ谷 駅東口	7.550	往路のみ
	オ	桜木町駅前（市役 所口）～境木中学 校前	桜木町駅 前、高島 町、保土 ヶ谷駅東 口	7.750	復路のみ

」

に改め、同表 109 の項中、

「

109	ア	横浜駅前～スカイ ウォーク前	山下ふ頭 入口、ス カイウォ ーク入口 、L2バ ース、L8 バース、 T3バ ース	往 15.230 復 14.990	急行運転
	イ	横浜駅前～スカイ ウォーク前	山下ふ頭 入口	往 11.120 復 11.220	

ウ	スカイウォーク前 ～ 横浜駅前	L8 バース、T3 バース、流通センター、大黒海づり公園、山下ふ頭入口	20.010	急行運転 復路のみ
エ	横浜駅前～大黒海づり公園	山下ふ頭入口、T4 バース、海づり公園入口、流通センター、C3 バース	往 13.710 復 13.930	急行運転
オ	横浜駅前～大黒海づり公園	山下ふ頭入口、大黒税関前、T6 バース	往 12.000 復 12.600	急行運転
カ	横浜駅前～スカイウォーク前	山下ふ頭入口、大黒税関前、流通センター、大黒海づり公園	往 16.130 復 16.730	急行運転
キ	横浜駅前～横浜駅前	ぴあアリーナ MM、山下ふ頭入口、L8 バース、流通センター、スカイウォーク前	31.470	一方循環
ク	横浜駅前～横浜駅前	ぴあアリーナ MM、山下ふ頭	27.350	一方循環

		入口、流通センター、スカイウォーク前		
ケ	横浜駅前～大黒税関正門前	L8 バース	14.510	特急運転
コ	スカイウォーク前～横浜駅前	L8 バース	15.610	特急運転
サ	横浜駅前～C3 バース	流通センター	13.320	特急運転
シ	大黒海づり公園～横浜駅前	流通センター	14.580	特急運転

」

を、
「

109	ア	横浜駅前～スカイウォーク前	山下ふ頭入口、スカイウォーク入口、L2 バース、L8 バース、T3 バース	往 15.230 復 14.990	急行運転
	イ	横浜駅前～スカイウォーク前	山下ふ頭入口	往 11.110 復 11.220	急行運転
	ウ	スカイウォーク前～横浜駅前	L8 バース、T3 バース、流通センター、大黒海づり公園、山下ふ頭入口	20.340	急行運転 復路のみ
	エ	横浜駅前～大黒海づり公園	山下ふ頭入口、T4 バース、海づり公園入口、流通セン	往 13.890 復 14.080	急行運転

		ター、C3 バス		
オ	横浜駅前～大黒海 づり公園	山下ふ頭 入口、大 黒税関 、T6バ ース	往 12.150 復 12.750	急行運転
カ	横浜駅前～スカイ ウォーク前	山下ふ頭 入口、大 黒税関 、流通セ ンター、 大黒海づ り公園	往 16.460 復 17.060	急行運転
キ	横浜駅前～横浜駅 前	ぴあアリ ーナMM、 山下ふ頭 入口、L8 バス、 流通セン ター、ス カイウォ ーク前	31.800	一方循環
ク	横浜駅前～横浜駅 前	ぴあアリ ーナMM、 山下ふ頭 入口、流 通センタ ー、スカ イウォー ーク前	27.680	一方循環
ケ	横浜駅前～大黒税 関正門前	L8バス	14.980	特急運転
コ	スカイウォーク前 ～横浜駅前	L8バス	16.210	特急運転
サ	横浜駅前～C3バ ース	流通セン ター	13.890	特急運転
シ	大黒海づり公園～ 横浜駅前	流通セン ター	15.300	特急運転

」

に改め、同表 136 の項を削り、同表 188 の項中、

「

188	ア	上永谷駅前～上永谷駅前	天谷大橋、わんぱく公園前、野庭地区センター・ケアプラザ前	5.610	一方循環
	イ	上永谷駅前～野庭地区センター・ケアプラザ前	天谷大橋、わんぱく公園前	3.710	往路のみ

」

を、

「

188		上永谷駅前～上永谷駅前	天谷大橋、わんぱく公園前、野庭地区センター・ケアプラザ前	5.610	一方循環
-----	--	-------------	------------------------------	-------	------

」

に改め、同表三井アウトレットパーク横浜ベイサイド直行便の項を削り、同表 329 の項の次に次のように加える。

「

341		本牧～横浜駅前	本牧原南公園前、麦田町、港町、桜木町駅前	8.930	往路のみ
-----	--	---------	----------------------	-------	------

」

交通局告示第11号

地域限定共通1日乗車券の発売の一部改正

地域限定共通1日乗車券の発売（令和2年7月交通局告示第10号）の一部を次のように改正し、令和6年10月1日から実施する。

令和6年9月25日

横浜市交通事業管理者

交通局長 三村 庄一

第2項を次のように改める。

2 乗車券の様式



（みなとぶらりチケット（紙券））

（みなとぶらりチケットワイド（紙券））

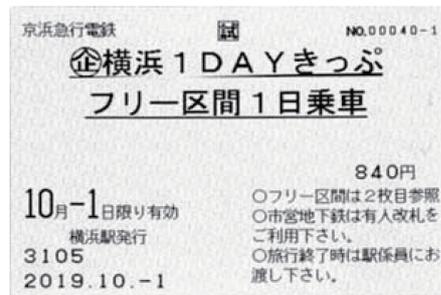


（みなとぶらりチケット（デジタル版・例示））

（みなとぶらりチケットワイド（デジタル版・例示））

左：my route 中央：Klook 右：アットヨコハマ

左：my route 中央：Klook 右：アットヨコハマ



(EX みなとぶらりチケット (横浜 1 DAY きっぷ ・ 例示))

第 9 項 第 2 号 中 「 管 理 者 が 別 に 定 め る 定 期 券 の 発 売 場 所 (」 の 次 に 「 横 浜 駅 お 客 様 サ ー ビ ス セ ン タ ー 、 」 を 加 え 、 同 項 第 3 号 を 次 の よ う に 改 め る 。

(3) みなとぶらりチケット (デジタル版) 及 び みなとぶらりチケッ ト ワイ ド (デジタル版)

旅 客 が 所 有 す る ス マ ー ト フ ォ ン 等 で 所 定 の 操 作 に よ り 購 入 す る 。

第 10 項 第 1 号 中 「 払 戻 し が で き る 。 」 を 「 払 戻 し を 受 け る こ と が で き る 。 」 に 改 め 、 同 項 第 2 号 中 「 購 入 の 日 か ら 180 日 以 内 に 限 り ア プ リ 上 で 払 戻 し が で き る 。 」 を 「 旅 客 が 所 有 す る ス マ ー ト フ ォ ン 等 で 所 定 の 操 作 に よ り 払 戻 し を 受 け る こ と が で き る 。 た だ し 「 my route 」 、 「 ア ッ ト ヨ コ ハ マ 」 は 購 入 の 日 か ら 180 日 以 内 に 限 る 。 」 に 改 め る 。

別 表 1 の 2 乗 合 自 動 車 (横 浜 市 交 通 局) の 表 の 106 の 項 中 、 「

106	元町 → 高島町	片方向のみ
	高島町 → 元町・三溪園入口	片方向のみ ※元町 → 三溪園入口間 途中乗降無効

を 「

106	元町 → 高島町	片方向のみ
	横浜駅前 → 元町・三溪園入口	片方向のみ ※元町 → 三溪園入口間 途中乗降無効
	高島町 → 桜木町駅前 (市役所 口)	片方向のみ

に 改 め 、 同 表 328 の 項 の 次 に 次 の よ う に 加 え る 。

「

341	元町 → 横浜駅前	片方向のみ
-----	-----------	-------

」

附 則

こ の 告 示 は 、 令 和 6 年 10 月 1 日 か ら 施 行 す る 。

教育委員会

横浜市立小学校、横浜市立中学校及び横浜市立義務教育学校の通学区域並びに就学すべき学校の指定に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 6 年 9 月 25 日

横浜市教育委員会

横浜市教育委員会規則第 11 号

横浜市立小学校、横浜市立中学校及び横浜市立義務教育学校の通学区域並びに就学すべき学校の指定に関する規則の一部を改正する規則

横浜市立小学校、横浜市立中学校及び横浜市立義務教育学校の通学区域並びに就学すべき学校の指定に関する規則（昭和 36 年 4 月横浜市教育委員会規則第 2 号）の一部を次のように改正する。

別表の 1 の表中和田中学校の部中和田小学校の項中「 3,090 番地から 3,270 番地まで」を「 3,090 番地から 3,126 番地の 4 まで、3,127 番地から 3,135 番地まで、 3,136 番地から 3,193 番地まで、3,194 番地から 3,200 番地まで、 3,206 番地から 3,214 番地まで、3,219 番地、 3,221 番地の 7 から 11 まで、 3,222 番地から 3,225 番地まで、 3,227 番地から 3,233 番地の 1 まで、 3,233 番地の 3、 3,233 番地の 4、 3,234 番地から 3,235 番地まで、 3,238 番地の 2、 3,238 番地の 3、 3,244 番地の 2 から 4 まで、 3,245 番地の 1、 3,245 番地の 2、 3,246 番地から 3,259 番地まで、 3,264 番地から 3,265 番地まで、 3,269 番地の 2、 3,270 番地の 3」に改め、「、下飯田町 1,552 番地、 1,554 番地から 1,557 番地まで、 1,558 番地の 2、 1,558 番地の 4 から 8 まで、 1,559 番地の 2 から 6 まで、 1,570 番地から 1,574 番地まで、 1,576 番地、 1,578 番地、 1,580 番地、 1,582 番地、 1,584 番地から 1,587 番地まで、 1,590 番地、 1,591 番地、 1,593 番地、 1,595 番地から 1,616 番地まで、 1,618 番地から 1,624 番地まで、 1,626 番地から 1,630 番地まで、 1,638 番地から 1,642 番地の 2 まで、 1,642 番地の 4、 1,650 番地の 4、 1,651 番地、 1,652 番地、 1,653 番地の 13」を「、ゆめが丘 1 番地から 33 番地まで」に改め、同表泉が丘中学校の部左欄中「 3,090 番地から 3,270 番地まで、 3,344 番地の 1 から 3,344 番地の 11 まで」を「 3,090 番地から 3,126 番地の 4 まで、 3,127 番地から 3,135 番地まで、 3,136 番地から 3,193 番地まで、 3,194 番地から 3,200 番地まで、 3,206 番地から 3,214 番地まで、 3,219 番地、 3,221 番地の 7 から 11 まで、 3,222 番地から 3,225 番地まで、 3,227 番地から 3,233 番地の 1 まで、 3,233 番地の 3、 3,233 番地の 4、 3,234 番地か

ら 3,235 番地まで、 3,238 番地の 2、 3,238 番地の 3、 3,244 番地の 2 から 4 まで、 3,245 番地の 1、 3,245 番地の 2、 3,246 番地から 3,259 番地まで、 3,264 番地から 3,265 番地まで、 3,269 番地の 2、 3,270 番地の 3、 3,344 番地の 1 から 11 まで」に改め、「、下飯田町 1,552 番地、 1,554 番地から 1,557 番地まで、 1,558 番地の 2、 1,558 番地の 4 から 8 まで、 1,559 番地の 2 から 6 まで、 1,570 番地から 1,574 番地まで、 1,576 番地、 1,578 番地、 1,580 番地、 1,582 番地、 1,584 番地から 1,587 番地まで、 1,590 番地、 1,591 番地、 1,593 番地、 1,595 番地から 1,616 番地まで、 1,618 番地から 1,624 番地まで、 1,626 番地から 1,630 番地まで、 1,638 番地から 1,642 番地の 2 まで、 1,642 番地の 4、 1,650 番地の 4、 1,651 番地、 1,652 番地、 1,653 番地の 13」を「、ゆめが丘 1 番地から 33 番地まで」に改め、同部中和田南小学校の項中「1 番地から 1,551 番地まで、 1,558 番地の 1、 1,559 番地の 1、 1,560 番地から 1,569 番地まで、 1,625 番地、 1,633 番地から 1,637 番地まで、 1,642 番地の 3、 1,643 番地から 1,650 番地の 3 まで、 1,653 番地の 1 から 12 まで、 1,654 番地から終りまで」を削り、「、10 番」の次に「、ゆめが丘 34 番地から 73 番地」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

市選挙管理委員会

横浜市選挙管理委員会告示第 8 号

直接請求に必要な選挙権を有する者の数

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 74 条第 1 項、第 75 条第 1 項、第 76 条第 1 項、第 80 条第 1 項、第 81 条第 1 項及び第 86 条第 1 項、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 8 条第 1 項並びに市町村の合併の特例に関する法律（平成 16 年法律第 59 号）第 4 条第 1 項、同条第 11 項、第 5 条第 1 項及び同条第 15 項の規定による選挙権を有する者の 50 分の 1 の数、6 分の 1 の数、3 分の 1 の数及び総数の 80 万を超える数に 8 分の 1 を乗じて得た数と 40 万に 6 分の 1 を乗じて得た数と 40 万に 3 分の 1 を乗じて得た数とを合算して得た数は、次のとおりである。

令和 6 年 9 月 25 日

横浜市選挙管理委員会

50 分の 1 の数	62,761 人
6 分の 1 の数	523,005 人
3 分の 1 の数	1,046,009 人
選挙区ごとの 3 分の 1 の数	
鶴見区	80,180 人
神奈川区	68,668 人
西区	29,210 人
中区	40,531 人
南区	55,806 人
港南区	60,435 人
保土ヶ谷区	57,227 人
旭区	68,705 人
磯子区	46,088 人
金沢区	54,983 人
港北区	99,671 人
緑区	50,315 人
青葉区	85,810 人
都筑区	58,373 人
戸塚区	78,314 人
栄区	34,588 人
泉区	42,678 人
瀬谷区	34,434 人
総数の 80 万を超える数に 8 分の 1 を乗じて得た数と 40 万に 6 分の 1 を乗じて得た数と 40 万に 3 分の 1 を乗じて得た数とを合算して得	

た 数

492,254 人

その他

健生支第 1349 号
令和 6 年 9 月 25 日

福祉保健センター長各位

副市長

福祉保健センター長委任事務に関する決裁準則の制定についての一部改正について（依命通達）

福祉保健センター長委任事務に関する決裁準則の制定について（平成 14 年 1 月 4 日市区第 129 号助役依命通達）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。ただし、次に掲げる改正規定は、次に定める日から施行する。

別表生活支援課の項の改正規定（生活保護に関する事務の項課長専決事項の欄中 16 号を加え、同項 15 号から 36 号までを 2 号ずつ繰り下げる部分に限る。） 令和 6 年 10 月 1 日

別表生活支援課の項中

「

生活保護に関する事務		<p>(1) 法第 24 条第 1 項に規定する申請による保護の開始に関すること。</p> <p>(2) 法第 25 条第 1 項に規定する職権による保護の開始に関すること。</p> <p>(3) 法第 26 条の規定による保護の停止及び廃止に関すること。</p> <p>(4) 法第 27 条第 1 項の規定による指導及び指示</p>	<p>(1) 法第 6 条第 2 項に規定する要保護者に対する援護対策費の支出及び戻入並びに収入及び戻出に関すること。</p> <p>(2) 法第 24 条第 8 項の規定による通知に関すること。</p> <p>(3) 法第 24 条第 9 項に規定する申請による保護の変更に関すること。</p> <p>(4) 法第 25 条</p>	<p>(1) 「保護費」には、神奈川県社会保険診療報酬支払基金に支払を委託した医療費及び神奈川県国民健康保険団体連合会に支払を委託した介護扶含まないのである。</p> <p>(2) 「援護対策費」</p>
------------	--	--	---	--

- | | | |
|---|---|---|
| <p>に 関 する こ
と。
(5) 法 第 28 条
第 1 項 及 び
第 5 項 の 規
定 に よ る 報
告 の 請 求、
調 査 及 び 検
診 命 令 並 び
に 保 護 の 開
始 及 び 変 更
の 申 請 の 却
下 並 び に 保
護 の 変 更、
停 止 及 び 廃
止 に 関 す る
こ と。
(6) 法 第 62 条
第 3 項 及 び
第 4 項 の 規
定 に よ る 保
護 の 変 更、
停 止 及 び 廃
止 並 び に こ
れ ら に 係 る
弁 明 の 機 会
の 付 与 に 関
す る こ と。
(7) 法 第 63 条
、 第 77 条 及
び 第 78 条 の
規 定 に よ る
費 用 等 の 返
還 及 び 徴 収
の 決 定 に 関
す る こ と。</p> | <p>第 2 項 に 規
定 す る 職 権
に よ る 保 護
の 変 更 に 関
す る こ と。
(5) 法 第 27 条
の 2 の 規 定
に よ る 相 談
に よ る 助 言
に 関 す る こ
と。
(6) 法 第 28 条
第 1 項 の 規
定 に よ る 軽
易 な 報 告 の
請 求、 調 査
及 び 検 診 命
令 に 関 す る
こ と (セ ン
タ ー 担 当 部
長 専 決 事 項
に 係 る も の
を 除 く。)
(7) 法 第 28 条
第 2 項 の 規
定 に よ る 報
告 の 請 求 に
関 す る こ と
。
(8) 法 第 29 条
第 1 項 の 規
定 に よ る 資
料 の 提 供 等
に 関 す る こ
と。
(9) 法 第 30 条
か ら 第 37 条
の 2 ま で の
規 定 に よ る</p> | <p>に は、 法
第 70 条 第
1 号 か ら
第 3 号 ま
で の 規 定
に よ る 保
護 費、 保
護 施 設 事
務 費 及 び
委 託 事 務
費 並 び に
同 条 第 5
号 の 規 定
に よ る 就
労 自 立 給
付 金 を 含
ま ぬ こと
。
(3) 「 受 理
等 」 と は
、 第 三 者
被 害 受 実
行 届 等 の
地 調 査 等
に 係 る 事
項 等 の 局
報 告 等 の
を 指 す こと
。
「 受 理 等 」 と は、 第 三 者 被 害 受 実 行 届 等 の 地 調 査 等 に 係 る 事 項 等 の 局 報 告 等 の を 指 す こと 。</p> |
|---|---|---|

保 護 の 実 施
に 関 す る こ
と 。

(10) 法 第 48 条
第 4 項 の 規
定 に よ る 届
出 の 受 理 に
関 す る こ と

。

(11) 法 第 55 条
の 4 第 1 項
の 規 定 に よ
る 就 労 自 立
給 付 金 の 支
給 の 決 定 に
関 す る こ と

。

(12) 法 第 55 条
の 5 第 1 項
の 規 定 に よ
る 進 学 準 備
給 付 金 の 支
給 の 決 定 に
関 す る こ と

。

(13) 法 第 55 条
の 6 の 規 定
に よ る 報 告
の 請 求 に 関
す る こ と 。

(14) 法 第 55 条
の 7 第 1 項
の 規 定 に よ
る 被 保 護 者
就 労 支 援 事
業 の 実 施 に
関 す る こ と

。

(14) の 2 法 第
55 条 の 8 第

- 1 項 の 規 定
に よ る 被 保
護 者 健 康 管
理 支 援 事 業
の 実 施 に 関
す る こ と。
(15) 法 第 63 条
及 び 第 77 条
か ら 第 78 条
の 2 ま で の
規 定 に よ る
費 用 等 の 返
還 及 び 徴 収
に 関 す る こ
と。
(16) 法 第 70 条
第 1 号 か ら
第 3 号 ま で
の 規 定 に よ
る 保 護 費、
保 護 施 設、事
務 費 及 び 委
託 事 務 費 並
び に 同 条 第
5 号 の 規 定
に よ る 就 労
自 立 給 付 金
及 び 進 学 準
備 給 付 金 の
支 出 及 び 戻
入 並 び に 戻
入 及 び 戻 出
に 関 す る こ
と。
(17) 法 第 72 条
第 1 項 及 び
第 2 項 の 規
定 に よ る 繰
替 支 弁 に 関
す る こ と。

			<p>(18) 法第 76 条第 1 項の規定による遺留金品の処分に関すること。</p> <p>(19) 法第 80 条の規定による保護金品の返還の免除に関すること。</p> <p>(20) 生活保護法施行規則（昭和 25 年厚生省令第 21 号）第 22 条の 2 の規定による届出の受理等に関すること。</p>
--	--	--	---

を

「

生活保護に関する事務	<p>(1) 法第 24 条第 1 項に規定する申請による保護の開始に関すること。</p> <p>(2) 法第 25 条第 1 項に規定する職権保護の開始に関すること。</p> <p>(3) 法第 26 条の規定による保護の停</p>	<p>(1) 法第 6 条第 2 項に規定する要保護者に対する援護費の支出及び戻入並びに収入及び戻出に関すること。</p> <p>(2) 法第 24 条第 8 項の規定に関すること。</p>	<p>(1) 「保護費」には神奈川県社会保険基盤支払委託医療費及神奈川県国民保険連合会を委託し</p>
------------	---	---	---

還 及 び 徴 収
の 決 定 に 関
す る こ と 。

料 の 提 供 等
に 関 す る こ
と 。

(9) 法 第 30 条
か ら 第 37 条
の 2 ま で の
規 定 に よ る
保 護 の 実 施
に 関 す る こ
と 。

(10) 法 第 48 条
第 4 項 の 規
定 に よ る 届
出 の 受 理 に
関 す る こ と
。

(11) 法 第 55 条
の 4 第 1 項
の 規 定 に よ
る 就 労 自 立
給 付 金 の 支
給 の 決 定 に
関 す る こ と
。

(12) 法 第 55 条
の 5 第 1 項
の 規 定 に よ
る 進 学 ・ 就
職 準 備 給 付
金 の 支 給 の
決 定 に 関 す
る こ と 。

(13) 法 第 55 条
の 6 の 規 定
に よ る 報 告
の 請 求 に 関
す る こ と 。

(14) 法 第 55 条
の 7 第 1 項
の 規 定 に よ

る被保護者
就労支援事
業の実施に
関すること

。

(15) 法第 55 条
の 8 第 1 項
の規定によ
る被保護者
健康管理支
援事業の実
施に關する
こと。

(16) 法第 55 条
の 10 第 1 項
の規定によ
る子ども
進路選択支
援事業の実
施に關する
こと。

(17) 法第 63 条
及び第 77 条
から第 78 条
の 2 までの
規定による
費用等の返
還及び徴収
に關するこ
と。

(18) 法第 70 条
第 1 号から
第 3 号まで
の規定によ
る保護費、
保護施設事
務費及び委
託事務費並
びに同条第
5 号の規定

			<p>による就労 自立給付金 及び進学・ 就職準備給 付金の支出 及び戻入並 びに収入及 び戻出に關 すること。 (19) 法第 72 条 第 1 項及び 第 2 項の規 定による繰 替支弁に關 すること。 (20) 法第 76 条 第 1 項の規 定による遺 留金品の処 分に關する こと。 (21) 法第 80 条 の規定によ る保護金品 の返還の免 除に關する こと。 (22) 生活保護 法施行規則 (昭和 25 年 厚生省令第 21 号) 第 22 条の 2 の規 定による届 出の受理等 に關するこ と。</p>	
--	--	--	--	--

に、

「

」

<p>行旅病人及行旅死亡人取扱法に関する事務</p>			<p>(21) 法第 2 条第 1 項の規定による行旅病人の救護に関すること。</p> <p>(22) 法第 3 条及び第 10 条の規定による通知に関すること。</p> <p>(23) 法第 4 条及び第 11 条の規定による行旅病人及び行旅死亡人の費用徴収に関すること。</p> <p>(24) 法第 5 条及び第 13 条第 1 項の規定による費用の支出及び戻入に関すること。</p> <p>(25) 法第 7 条第 1 項の規定による行旅死亡人の記録並びに埋葬及び火葬に関すること。</p> <p>(26) 法第 12 条の規定による行旅死亡人の遺留物の保管に関すること</p>	
----------------------------	--	--	---	--

		<p>。</p> <p>(27) 法 第 13 条 第 1 項 の 規 定 に よ る 行 旅 死 亡 人 の 遺 留 物 品 の 売 却 に 関 す る こ と 。</p> <p>(28) 法 第 14 条 の 規 定 に よ る 行 旅 死 亡 人 の 遺 留 物 件 の 引 渡 し に 関 す る こ と 。</p>	
--	--	--	--

を

「

行 旅 病 人 及 行 旅 死 亡 人 取 扱 法 に 関 す る 事 務		<p>(23) 法 第 2 条 第 1 項 の 規 定 に よ る 行 旅 病 人 の 救 護 に 関 す る こ と 。</p> <p>(24) 法 第 3 条 及 び 第 10 条 の 規 定 に よ る 通 知 に 関 す る こ と 。</p> <p>(25) 法 第 4 条 及 び 第 11 条 の 規 定 に よ る 行 旅 病 人 及 び 行 旅 死 亡 人 の 費 用 の 徴 収 に 関 す る こ と 。</p> <p>(26) 法 第 5 条 及 び 第 13 条 第 1 項 の 規</p>	
---------------------------------------	--	--	--

			<p>定に よる 費 用の 支出 及 び戻入に 関 する こと。 (27) 法 第 7 条 第 1 項 の 規 定に よる 行 旅 死 亡 人 の 記 録 並 び に 埋 葬 及 び 火 葬 に 関 す る こ と。 (28) 法 第 12 条 の 規 定 に よ る 行 旅 死 亡 人 の 遺 留 物 件 の 保 管 に 関 す る こ と 。 (29) 法 第 13 条 第 1 項 の 規 定に よる 行 旅 死 亡 人 の 遺 留 物 品 の 売 却 に 関 す る こ と。 (30) 法 第 14 条 の 規 定 に よ る 行 旅 死 亡 人 の 遺 留 物 件 の 引 渡 し に 関 す る こ と。</p>
--	--	--	--

に、

「

生 活 困 窮	(8) 法 第 5 条 第 1 項 の 規 定に よる 生 活 困 窮 者 自	(29) 法 第 5 条 第 1 項 の 規 定に よる 生 活 困 窮 者 自
------------------	--	---

者自立支援法に関する事務

- | | |
|--|---|
| 立相談支援助
事業の開始に
及び終了にと
関すること
。
(9) 法第 18 条
第 1 項の規
定による住
居確保給付
金の不正利
得の徴収に
関すること。 | 立相談支援助
事業の実施こ
に関すること
と。
(30) 法第 6 条
第 1 項の規
定による生
活困窮者住
居確保給付
金の支給の
申請の受理
及び決定に
関すること
。
(31) 法第 7 条
第 1 項及び
第 2 項各号
に規定する
事業の利用
調整に關す
ること。
(32) 法第 12 条
第 2 号の規
定による住
居確保給付
金の支出及
び戻入並び
に収入及び
戻出に關す
ること。
(33) 法第 18 条
第 1 項の規
定による住
居確保給付
金の不正利
得の徴収に
関すること
。
(34) 法第 21 条
第 1 項及び |
|--|---|

		<p>第 22 条 第 1 項の規定に並びに提出の質問、必要書類の提供に関する。</p>
--	--	--

を「

生活困窮者自立支援法に関する事務	<p>(8) 法第 5 条第 1 項の規定による生活困窮者自立相談支援事業の開始及び終了に関すること。</p> <p>(9) 法第 18 条第 1 項の規定による住居確保給付金の不正利得の徴収に関すること。</p>	<p>(31) 法第 5 条第 1 項の規定による生活困窮者自立相談支援事業に関すること。</p> <p>(32) 法第 6 条第 1 項の規定による生活困窮者住居確保給付金の支給の申請及び決定に関すること。</p> <p>(33) 法第 7 条第 1 項及び第 2 項各号に規定する事業の調整に</p>

			<p>る こと。</p> <p>(34) 法 第 12 条 第 2 号 の 規 定 に よ る 住 居 確 保 給 付 金 の 支 出 及 び 戻 入 並 び に 収 入 及 び 戻 出 に 関 す る こと。</p> <p>(35) 法 第 18 条 第 1 項 の 規 定 に よ る 住 居 確 保 給 付 金 の 不 正 利 得 の 徴 収 に 関 す る こと。</p> <p>(36) 法 第 21 条 第 1 項 及 び 第 22 条 の 規 定 に よ る 報 告 並 び に 物 件 の 提 出 及 び 提 示 の 命 令 等 、 質 問 並 び に 必 要 な 文 書 の 閲 覧 及 び 資 料 の 提 供 の 請 求 に 関 す る こと。</p>	
--	--	--	--	--

に、
「

そ の 他			<p>(35) 国 か ら の 通 知 等 の 規 定 に よ る 証 明 書 等 の 交 付 に 関 す る</p>	
-------------	--	--	---	--

」

			<p>こと。費用及びこの支出及び戻入に關すること。</p> <p>(36) 横浜市福祉センター長委任規則に定める費用の徴収等事務及び支出事務（第 1 項から第 3 項に定める事務に限る。）に係る調定通知命令及び命令に關すること。</p>	
--	--	--	--	--

」

を

「

<p>その他</p>			<p>(37) 国からの規通知等による証明書等關する費用の支出及び戻入に關すること。</p> <p>(38) 横浜市福祉センター長委任規則に定める費用の徴収等</p>	
------------	--	--	---	--

			る事務及び 支出事務（ 第 1 項から 第 3 項まで に定める事 務に限る。調 ）に係る調 定通知及び 戻出命令並 びに支出命 令に関する こと。	
--	--	--	---	--

に改める。

」

正 誤

令和 6 年 定期 第 170 号 1 ページ 下 から 2 行 目 「徴収事務の委託」
は 「収納事務の委託」 の 誤り。

令和 6 年 定期 第 170 号 60 ページ 上 から 2 行 目 「徴収事務の委託」
は 「収納事務の委託」 の 誤り。